# 使用料・手数料等の見直しについて - 報 告 書 -



(令和5年7月)

小牧市使用料·手数料等検討委員会

目 次

ı																									
	1	はじ	めに																		•			1	
	2	基本	的な	考》	え方						• •	• •	• •								•			1	
	3	見直	しの	範目	用																•		 •	2	
	4	検討	結果																		•			2	
	5	見直	しの	効!	果及	び	ま	と	め															14	
l																									
	資料	1	小牧	市值	吏 用	料	•	手	数	料	等	検	討	委員	員 <i>会</i>	会村	食言	寸の	) 経	緯		•		15	
	資料	2	小牧	市值	吏用	料	•	手	数	料	等	検	討	委」	員名	三言	20 世	重要	巨綱		•	• • •	 •	16	
l																								_	

# 1 はじめに

使用料・手数料等については、受益と負担の適正化を図りつつ自主財源を確保するため、令和3年度に概ね5年ごとに行う定期的な見直しを行ったが、令和4年度において、小牧山歴史館及び小牧山城史跡情報館の「子ども」の区分を「中学生以下」から「18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)」(以下、18歳以下)に見直し、令和5年4月1日に施行した。

このことに伴い、他の公共施設の使用料等においても「子ども」の区分について整合を図る必要があるため、子ども料金(無料の場合を含む。以下同じ。)の基本的な考え方を整理し、子ども料金の見直しを行うものである。

# 2 基本的な考え方

子ども料金の見直しについては、本市における少子化対策や若年層に 対する経済的支援の一環として設定することを主な目的とする。見直し の検討は、各部の次長で構成された「小牧市使用料・手数料等検討委員会 (委員長:伊木副市長)」を設置し、検討にあたっては、以下の考え方を 基本とした。

### (1) 公平性の確保

受益者の年齢で負担額に差を設けることにより世代間の公平性が崩れないかについて、通常料金に対する子ども料金の割合が適切かどうかを検証する。

## (2) 子どもの定義の設定・統一

現状では、各施設やサービスにより、子ども料金の対象年齢は「中学生以下」や「高校生以下」などがあり統一されていないため、子どもの定義付けを行い、子ども料金を適用する範囲の統一を図る。

なお、先行して子ども料金の見直しを行った小牧山歴史館及び小牧山 城史跡情報館の区分に準じて、子ども料金を適用する範囲については 「18 歳以下」に統一することを基本とする。

## (3) 近隣市町の料金の把握・反映

近隣市町における子ども料金の設定を把握し、その状況等を踏まえて見直しを図る。

# 3 見直しの範囲

歳入予算の「使用料」及び「雑入」に計上されるもののうち、受益者負担の原則が適用される収入で、一般的に「子ども(18歳以下)」が受益者となる場合が想定されるものを対象とする。

ただし、次に掲げるものを除く。

- ア. 個別法で負担額等が定められているもの
- イ. 令和5年度途中に新設し、令和5年度以降に収入が見込まれるもの

# 4 検討結果

検討にあたっては、対象とした使用料・手数料等について、事務局において、担当課より提出された調査票に基づき、子ども料金の設定状況、考え方、他市の状況などの確認を行うとともに、より詳細な調査のため、担当課へのヒアリングを実施した。

これらの結果を踏まえ、事務局より示された資料を基に、検討委員会において見直しの検討を行い、一定の結論を得た。

なお、子ども料金の設定又は減免対応の適否については、下図(イメージフロー)に示す基準により仕分け、検討した。

## 【イメージフロー】

# 

- ・「子ども」の定義の設定・統一を検討
- ・ 設定割合の検討 (近隣市町の状況等も踏まえる)
- •「子ども」と「一般」の確認方法等、運用面で支障がないか検討

※主たる利用者が子どもで構成される団体

その結果は以下のとおりとなった。

## 【検討結果】

● 検討対象

41 件

(1) 設定を行うもの

8件(①~⑧)

ア 新たに設定するもの

0 件

イ 「子ども」の範囲を変更(拡大)するもの 8件

(2) 減免対応とするもの

14 件 (9~2)

(3) 現状のまま変更しないもの 18件(②~⑩)

(4) その他 (個別対応とするもの) 1件 (④)

(1)  $\sim$  (4) の詳細は次頁のとおり。

# (1) 設定を行うもの…ア 新たに設定するもの

子どもの利用が想定される施設で、子ども料金の設定がないものについて調査した結果、利用形態(いわゆる室貸し・面貸しのもの)や利用実態等を踏まえると子ども料金の設定が不要またはそぐわないものであったため、新たに設定を要するものはなかった。

なお、「子どもの利用が想定される施設で、子ども料金の設定がないもの」の対応詳細は、後出の(2)、(3)に整理した。

# (1) 設定を行うもの…イ 子どもの範囲を変更(拡大)するもの

## 使用料

公共施設の使用料等において子ども料金を適用する範囲の整合を図るため、「中学生以下」、「高校生以下」等の表記を「小人」とし、「小人」の定義を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に統一する。

なお、小人の使用料比率は各施設概ね一般の 50%程度であり、他市の類似施設と同程度であった。

- ※各施設の改正後の小人の定義の下の〔〕内の「使用料比率」は本市の当該施設の一般料金に対する子ども料金の割合を、「他市類似施設」は他市類似施設の一般料金に対する子ども料金の割合を、それぞれ示している。
- ① 南スポーツセンターの「水泳プール」及び「武道館」使用料(文化・スポーツ課)

[改正内容] 「中学生以下」及び「高校生以下」を「小人」とし、「18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 者」とする。

区分		現 行					
水泳プ	中学生	1人1回につき110					
ール	以下	定期利用券 730					
	一般	1人1回につき220					
		定期利用券 1,470					

区分		改正後						
水泳プ	小人	1人1回につき110						
ール		定期利用券 730						
	一般	1人1回につき220						
		定期利用券 1,470						

	現 行								
	半日								
武	柔道場	個	高校生以下	110					
道		人	一般	220					
館	剣道場	利	高校生以下	110					
		用	一般	220					

		改	正	後	
		区		半 日	
	武	柔道場	個	小人	110
•	道		人	一般	220
	館	剣道場	利	小人	110
			用	一般	220

## 現 行

この表において、「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を、「高校生」とは高等学校及び中等教育学校の後期課程に在学する者をいう。

1

## 改正後

この表において、「小人」とは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

[使用料比率 50% 他市類似施設 30%~50%]

## ② 大輪体育館の「競技場」使用料(文化・スポーツ課)

[改正内容] 「高校生以下」を「小人」とし、「18 歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者」とする。

現行								
	半日							
競技場	個人	高校生以下	110					
	利用	一般	220					

	改立	E 後		
		半日		
競技場	個人	小人	110	
	利用	一般	220	

## 現 行

この表において、「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を、「高校生」とは高等学校及び中等教育学校の後期課程に在学する者をいう。

1

## 改正後

この表において、「小人」とは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

[使用料比率 50% 他市類似施設 50% (100%もあり)]

# ③ 総合体育館の「メインアリーナ」及び「サブアリーナ」使用料(文化・スポーツ課)

[改正内容] 「高校生以下」を「小人」とし、「18 歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者」とする。

			行		
		区 分	2 時間 30 分以内	3 時間以内	
メインア	個人	高校生以下	1人につき	130	150
リーナ	利用	一般	1人につき	250	300

改正後											
		区 分	2 時間 30 分以内	3 時間以内							
メインア	個人	小人	1人につき	130	150						
リーナ	利用	一般	1人につき	250	300						

			行		
		区 分	2 時間 30 分以内	3 時間以内	
サブアリ	個人	高校生以下	1人につき	110	130
ーナ	利用	一般	1人につき	220	260

1

			改正	後	
		区 分		2 時間 30 分以内	3 時間以内
サブアリ	個人	小人	1人につき	110	130
ーナ	利用	一般	1人につき	220	260

## 現 行

この表において「高校生」とは、高等学校及び中等教育学校の後期課程に在学する者をいう。

1

## 改 正 後

この表において「小人」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

[使用料比率 50% 他市類似施設 50% (100%もあり)]

④ 総合体育館の「トレーニングジム及びフィットネススタジオ (個人利用)」使用料 (文化・スポーツ課)

[改正内容] 「中学生高校生」を「小人」とし、「12歳に達した日の翌 日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある者」とする。

現行											
区 分		利用券		回数利用券 定期利用券							
トレーニングジム	中学生	1回につき	270	2,700							
	高校生										
	一般	1回につき	530	5, 300							
フィットネススタジオ	中学生	1回につき	270	2,700							
	高校生										
	一般	1回につき	530	5, 300							
トレーニングジム	中学生	1回につき	380	3,800	1月	1,830					
フィットネススタジオ共通	高校生										
	一般	1回につき	740	7, 400	1月	3,670					

1

		現 行				
区分		利用券		回数利用券 定期利用券		
トレーニングジム	小人	1回につき	270	2,700		
	一般	1回につき	530	5,300		
フィットネススタジオ	小人	1回につき	270	2,700		
	一般	1回につき	530	5, 300		
トレーニングジム	小人	1回につき	380	3,800	1月	1,830
フィットネススタジオ共通	一般	1回につき	740	7, 400	1 月	3,670

## 現 行

この表において、「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を、「高校生」とは別表第1備考第4号に規定する「高校生」をいう。

### 1

## 改正後

この表において、「小人」とは 12 歳に達した日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

「使用料比率 50% 他市類似施設 30%~50% (100%多数)]

## ⑤ 中部公民館の「プラネタリウム」使用料(文化・スポーツ課)

[改正内容] 条例第 12 条で定める「中学生」を「18 歳に達する日以 後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」とする。

現 行

第 12 条 利用者(小牧中部公民館のプラネタリウムの利用者のうち、中学生 (義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。)以下の者を除く。)は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料を指定管理者等が指定する日までに納付しなければならない。

1

## 改正後

第 12 条 利用者(小牧中部公民館のプラネタリウムの利用者のうち、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。)は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料を指定管理者等が指定する日までに納付しなければならない。

[使用料比率 無料 他市類似施設 30%~50%]

## ⑥ 青年の家の「和室(宿泊)」使用料(こども政策課)

[改正内容] 「中学生以下」を「小人」とし、「18歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者」とする。

	現	Ī	
区分	宿 泊		
	中学生以下	一般	
和室	1人1泊	1人1泊	
	につき 220	につき 550	

		改正(	<del></del>		
	区分	宿泊			
<b>→</b>		小人	一般		
	和室	1人1泊に			
		つき 220	につき 550		

現 行

「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程 に在学する者をいう。

1

## 改正後

「小人」とは 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

「使用料比率 40% 他市類似施設 無料~50%]

⑦ まなび創造館の「スポーツ広場(個人利用)」使用料(多世代交流プ ラザ)

[改正内容]「小人」の定めを「12歳に達した日の翌日以後の最初の 4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある者」とする。

> 現 行

「小人」とは中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課 程に在学する者又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に在学する者を いう。

1

#### 改正 後

「小人」とは 12歳に達した日の翌日以後の最初の 4月1日から 18歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

「使用料比率 50% 他市類似施設 30%または 100%]

⑧ 市民四季の森の「有料公園施設(ディスクゴルフ場及びパークゴルフ 場)」使用料(みどり公園課)

[改正内容]「**小人等」で定める「中学校以下の者」を「18歳に達す** る日以後の最初の3月31日までの間にある者」とする。

> 現 行

「 小 人 等 」 と は 中 学 校 ( 義 務 教 育 学 校 の 後 期 課 程 及 び 中 等 教 育 学 校 の 前 期 課 程 に在学する者を含む。)以下の者及び市内に居住する者で 60歳以上のもの

#### 改 正後

「小人等」とは 18歳に達する日以後の最初の 3月 31日までの間にある者及び 市内に居住する者で 60歳以上のもの

[使用料比率 50% 他市類似施設 無料・50%~100%]

## (2) 検討の結果、減免対応とするもの

# 使用料

社会教育施設、公園等、子どもの利用が想定される施設であるため子ども料金の設定が妥当と考えつつも、団体利用を想定しているため、利用形態(いわゆる室貸し・面貸し)の観点からシェアが難しい等の課題があるものについて、子ども料金の設定はしないが、主たる利用者が子どもで構成される団体(市内の子ども会がその活動の一環として利用する場合を想定)に対して減免対応ができるよう、要綱改正で対応するもの。

- ⑨ 勤労センター使用料 (体育館) (商工振興課)
- ⑩ さかき運動場使用料(野球場)(文化・スポーツ課)
- ① 南スポーツセンター使用料 (水泳プール、武道館の個人利用を除く) (文化・スポーツ課)
- ① 大輪体育館使用料(競技場の個人利用を除く)(文化・スポーツ課)
- ③ 総合運動場使用料(文化・スポーツ課)
- (4) 総合体育館使用料(メインアリーナ及びサブアリーナの個人利用、トレーニングジム及びフィットネススタジオを除く)(文化・スポーツ課)
- ⑤ 市民会館使用料(文化・スポーツ課)
- ⑯ 市公民館使用料(文化・スポーツ課)
- ① 中部公民館使用料(プラネタリウムを除く)(文化・スポーツ課)
- (18) 味岡市民センター公民館使用料(味岡市民センター)
- ⑨ 東部市民センター公民館使用料(東部市民センター)
- ②① 北里市民センター公民館使用料(北里市民センター)
- ② 創垂館使用料(小牧山課)
- ② 図書館使用料(図書館)

# (3) 検討の結果、現状のまま変更しないもの

# 使用料

児童館のように子どもの利用を前提とした施設や、施設目的・利用形態から子ども料金を設定することが妥当でない施設等の使用料は、子ども料金を設定しない。また、ロッカー、機器等は利用実態、他市町の状況を踏まえ設定しない。

## ② 勤労センター使用料 (体育館を除く) (商工振興課)

- ※宿泊棟は勤労者のための施設であるため。また、テニスコートは面貸しでありシェアできず、個人登録による利用申込のため減免対応はできないため。ただし、団体登録となる体育館は子どもの利用が想定されるため、減免対応とする。
- ② コミュニティセンター使用料 (支え合い協働推進課)
  - ※地域のコミュニティを優先しており、地域の子ども会等はすでに減免の適用を受けているため。
- ② 市民交流テラス使用料(支え合い協働推進課)
  - ※ロッカー使用料であり、他市でも子ども料金設定はないため。
- 您 さかき運動場使用料(テニスコート)(文化・スポーツ課)
  - ※コートは面貸しでありシェアできず、個人登録による利用申込のため減免対応はできないため。
- ② 学校施設夜間照明使用料(文化・スポーツ課)
  - ※照明の使用料であり、他市でも子ども料金設定はないため。
- ②8 児童館使用料(多世代交流プラザ)
  - ※児童館は児童福祉法に基づき運用する児童福祉施設であり、新たに 設定する必要がないため。
- ② 青年の家使用料 (和室 (宿泊) を除く) (こども政策課)
  - ※利用団体の登録に関する基準により、子ども会等はすでに減免の適 用を受けているため。
- ③ まなび創造館使用料(スポーツ広場の個人利用を除く)(多世代交流プラザ)
  - ※すでに子どもに対する一定以上の優遇措置(減免の適用、アリーナ 開放等)を実施しているため。

# 雑入等

講座受講料は「講座等の開設及び運営に関する指針」により算出されており、指針において子どもへの配慮がなされているため設定はしない。また、各種イベントの参加料は参加者の実態、イベント内容から設定しない。

こまき巡回バス「こまくる」の利用料は、民間路線バス利用の影響等を考慮し、設定を変更しない。

- ① 市民講座等受講料(文化・スポーツ課、味岡市民センター、東部市民 センター、北里市民センター)
- ② 薪能ラジオガイダンスレンタル料 (文化・スポーツ課)
- ③ 小牧市民駅伝競走大会参加料 (文化・スポーツ課)
- ② 市民スポーツ教室受講料 (文化・スポーツ課)
- ③ 女性センター講座受講料 (多世代交流プラザ)
- ③ まなび創造館スポーツ広場講座受講料 (多世代交流プラザ)
- ③ ロッカー使用料(多世代交流プラザ)※まなび創造館スポーツ広場
- 38 歷史講座等受講料(文化財課)
- ③ 裏込石記名イベント参加料(小牧山課)
- 卿こまき巡回バス「こまくる」利用料(都市整備課)

# (4) その他(個別対応とするもの)

# 雑入等

# ④ 小牧シティマラソン大会参加料(文化・スポーツ課)

実施にかかる経費の増大を踏まえ、受益者負担や近隣自治体の状況等 を考慮し参加料を見直す予定であるため、子ども料金に限定した見直し は行わない。

# 5 見直しの効果及びまとめ

「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」制定後、平成28年3月には小牧市地域こども子育て条例を制定し、こどもは18歳未満の者と定義していること、令和4年度に小牧山歴史館及び小牧山城史跡情報館の入場料に適用する子ども料金の区分を「中学生以下」から「18歳以下」に見直したことから、今回、本市の公共施設の使用料における子ども料金を適用する範囲を「18歳以下」として整合を図った。また、併せて、団体が利用する施設においても子ども会がその活動の一環として利用する場合には減免対応とすることで、少子化対策や若年層に対する経済的支援となり、「子育て家庭の支援」、「こども夢・チャレンジNo.1都市」の推進につながると考える。

なお、現状は使用料等において新たに子ども料金を設定するものや設 定割合を変更するものはないと判断したが、国の各種施策の動向により、 今後も状況に応じて検討していく必要がある。

# 小牧市使用料・手数料等検討委員会検討の経緯

日 程	項目	内容
令和5年	第1回	・ 使用料・手数料等子ども料金の設定検
5月23日	検討委員会	討について
令和5年	意見聴取	・ 子ども料金の設定検討に係る委員への
5月23日~		意見聴取 (期間:5/23~6/6)
令和5年	第 2 回	・ こども料金設定の検討案について
6月14日	検討委員会	
令和5年	調査	・ 使用料のこども料金設定等に関する調
6月14日~		査 (期間:6/14~6/20)
令和5年	第3回	・ 検討委員会報告書(案)について
6月27日	検討委員会	

小牧市使用料・手数料等検討委員会設置要綱

(令和5年4月3日) 5小財第64号)

(設置)

第1条 受益者に対する負担均衡、負担公平、応能負担及び政策反映の原則に基づく適正な使用料、手数料等について調査研究するため、小牧市使用料・手数料等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 使用料、手数料等の調査研究及び改正案の策定に関すること。
  - (2) その他使用料、手数料等に関し必要な事項 (組織等)
- 第3条 検討委員会は、総務部の事務を担任する副市長(以下「副市長」という。)及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 検討委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、そ の職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、財政課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表 (第3条関係)

市長公室次長

総務部次長

地域活性化営業部次長

市民生活部次長

健康生きがい支え合い推進部次長